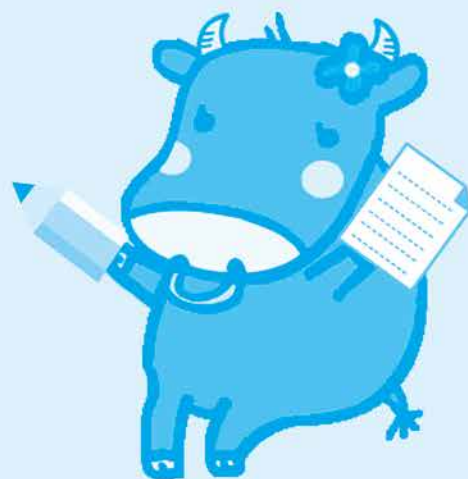


情報通信基盤整備事業

神石高原かがやきネット
加入申込書



株式会社ちゅピCOM

府 中 局：〒726-0003 府中市元町423-8
TEL 0847-45-0557 FAX 0847-45-0668

神石高原支局：〒720-1812 神石郡神石高原町油木乙1944-2
(神石高原町活性化情報センター内)
TEL 0847-89-0012 FAX 0847-89-0013

本 社：〒730-0854 広島市中区土橋町7-1

< 記入例 >

☐ ご希望の契約プランに✓を入れてください。

神石高原かがやきネット加入申込書

①(ちゅピCOM控)

株式会社ちゅピCOM 御中

1枚目～4枚目に
押印してください

私は、(株)ちゅピCOMの契約約款を承認の上、下記により申し込みます。
私は、B-CAS社が定める「CATV専用B-CASカード使用許諾約款」に同意します。
※ 太線枠内のみご記入下さい。 全ページをご確認の上、強めに記入ください。

申込日	年 月 日		
加入者番号			
区分	1. 新規 2. 変更(名義・口座) 3. ()		
お名前	フリガナ コウ ゲン タ ロウ (全部で4カ所) 高 原 太 郎 (高)	性別 区分 ①. 男 ①. 個人 2. 女 2. 法人	生年月日 大正・昭和 平成 34 年 5 月 6 日
ご住所	〒 720-1522 フリガナ ジンセキゲンジンセキコウゲンチョウコバタケ 神石郡神石高原町小畠2025番地		お電話番号 ①. 自宅 2. 携帯 0847-89-3330

※ ケーブルテレビの設置場所が契約者の住所と異なる場合、および利用者が異なる場合にご記入ください。

利用者氏名	フリガナ	設置先住所	〒 フリガナ	設置先お電話番号
				1. 自宅 2. 携帯 - -

お申し込み内容	☐ 基本チャンネルプラン	☐ 多チャンネルプラン
	☐ スタンダード (月額 1,650円)	☐ スタンダード (月額 5,060円)
	☐ ミニ (月額 2,750円)	☐ エコノミー (月額 5,880円) ☒ プレミアム (月額 8,690円)
	☐ プレミアム (月額 6,380円)	☐ プラチナ (月額 8,910円)
	☐ ブラチナ (月額 6,600円)	☐ ゴールド (月額 9,130円) ☐ ビジネス (月額 10,560円)
☐ ゴールド (月額 6,820円)	☐ ケーブルライン (別途申込書必要) ☐ 休止 (月額 1,100円)	
☐ ビジネス (月額 8,250円)		
☐ 基本スタンダード (地デジのみ・告知のみ) (月額 1,100円)		
☒ NHK衛星団体一括支払口座欄下の申込書にも記名・押印		

● 初期費用	請求先 1. 契約者	● 利用料	請求先 1. 契約者 2. 利用者	● その他内容
ご加入時の料金内容		毎月のお支払額		加入分損金 神石高原町に納入
明細	金 額	明細	単 価 数 金 額	工事分損金
1. 加入分損金		1. 基本利用料	¥	利用料 月 払 い
2. 工事分損金		2. 追加利用料	¥	利 用 料 年 月 日
3. 宅内工事費				支払開始月 利用当月の10日振替
				年 月 日 利用当月の10日振替
				H D D S T B 分割払 月 払 い 開始月 年 月 年 月迄
合 計				※ 消費税は表示料金に含まれています。

印鑑をご確認のうえ、必ず金融機関へ
お届けの印鑑を押印してください
(1枚目, 2枚目, 4枚目)

● 支払口座	(全部で3カ所)	振替払込日	毎月10日(土日祝日の場合は翌営業日)
お支払い預金口座	口座名義人	金融機関お届け印	銀行番号
	フリガナ コウ ゲン タ ロウ		店 番 号
	氏 名 高 原 太 郎		ゆうちょ 銀行以外 金融機関
	ゆうちょ 銀行口座		普通・当座
	を指定する場合	契約種別コード 記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください) 番号 (右づめでご記入ください)	口座番号
	3 0 1 2 3 4 5 ※	1 2 3 4 5 6	
	払込先口座番号 01380-2-53850	払込先加入者名	株式会社ちゅピCOM

※ 預金口座は、府中市内、神石高原町内の各金融機関でご指定ください。
※ 所定の振替日に振替不能の場合は、次回振替日に2カ月の料金と手数料を合算して振替させていただきます。
※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

「団体一括支払」をお申し込みの場合には、この欄にも記入・押印してください

NHK受信料 衛星契約	① NHK受信料 衛星契約「団体一括支払」利用申込書 株式会社ちゅピCOMを代表とする「団体一括支払」の利用を申し込みます。	印 高 原
「団体一括支払」利用申込書	② 衛星契約 受信契約書 日本放送協会宛 放送法、受信規約により放送受信契約(衛星契約)を締結します。	
支払区分	●ご希望のお支払いコース (○で囲んでください。) 2か月、6か月、12か月	
金額	●現在のNHKとの契約者名義(旧名義) ()	
	●現在のNHKとの契約内容 (○で囲んでください。) 1. 地上契約 2. 衛星契約 3. 新規ご契約	
	●旧住所 ()	

★ご提出いただく書類★

- 1枚目と2枚目は皆さまにご提出していただきます。(必ず押印してください。)
- NHK 団体一括支払の利用… 1, 2枚目に加えて3枚目
- インターネットの利用…… 1, 2枚目に加えてメールアドレス等申込書<別紙>

★お問い合わせ先★

株式会社ちゅピCOM
府中局：
TEL0847-45-0557
神石高原支局：
TEL0847-89-0012

神石高原かがやきネット放送契約約款

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という）と、当社や神石高原町（以下「町」という）が行なうサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によります。

第1条（当社のサービス）

当社は、そのサービス区域内において、加入者に電気通信設備（光ファイバーを含む）を使用して次のサービスを提供します。ただし、（2）、（3）および（4）のサービスは、（1）のサービスの契約締結を条件として提供することとします。当社は、事情によりサービス内容を変更することがあります。

- （1）基本番組サービス
 - （イ）民間放送のテレビジョン放送の同時再放送サービス
 - （ロ）NHKのテレビジョン放送の同時再放送サービス
 - （ハ）FMラジオ放送の同時再放送サービス
- （二）NHKのAMラジオ放送の同時再放送サービス（FM変換）
- （ホ）自主放送サービス
- （2）有料番組サービス
 - 基本番組サービスに付加した別料金に基づく番組（以下「有料番組」という）の放送サービス（以下「有料番組サービス」という）
- （3）当社と加入者が別途合意により定めるサービス
- （4）上記事業に付帯するサービス

2 本書において使用する用語は、それぞれ次の意味で使

用語	用語の意味
契約者回線	当社の行うサービスの提供を受けるために、当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
引込線	最寄りのタップオフ（分配器ともいう。以下、同じ。）より契約者回線の終端までの間の電気通信回線で、当社の行うサービスの提供を受けるために、当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
ONU	当社施設の加入者が指定する場所の終端に設置される光受信機であり、引込線から宅内配線の分岐点となる機器
専用チューナー等	専用チューナー（録画機能付のものを含む）、C-CASカード、その付属品
B-CASカード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御するICを組み込んだ株式会社ビエス・コンディショナルアクセスシステムズがお客さまに貸与するカード
C-CASカード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御するICを組み込んだ当社が指定する技術的な基準に適合するカード
加入者施設	当社の行うサービスの提供を受けるために、当社との契約に基づいて設置され加入者の所有物となる機械、器具、その他の設備
受像機	テレビ、ビデオ等の機器

第2条（契約の単位）

加入契約は、加入引込線1回線ごとに行います。ただし、加入引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（集合共同引込）には、別途建物代表者との基本契約（建物基本契約）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が本約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ提出し、当社がこれを承諾し契約締結書面を加入申込者に交付した時に成立するものとします。

- 2 加入申込者は、加入者引込線設置工事の施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても当社や町は責任を負いません。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことや、承諾の撤回をすることがあります。
 - （1）加入申込書に虚偽の事実の記載があった場合
 - （2）加入申込者がこの約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
 - （3）その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - （4）サービスの提供に必要な施設（以下「本施設」という）の構築や維持管理が技術的、経営的に困難であると判断される場合
 - （5）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
 - （6）その他当社においてサービスの提供が困難であると判断した場合

第4条（加入申し込みの撤回等）

加入申込者は、契約締結書面受領の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による加入申し込みの撤回等は、同項の書面を発したときにその効力を生じるものとします。
- 3 第1項の規定による加入申し込みの撤回等があった場合は、加入申込者は日割り計算で算定される利用料、申し込みされたサービスの提供に必要な工事に通常要する費用および契約締結のために通常要する費用を負担するものとします。
- 4 前項の場合を除き、第1項の規定にかかわらず一旦加入契約が成立した後、引込線工事、宅内工事等を着工済みまたは完了済みの場合には、加入者は、その工事に要した全ての費用ならびに撤去に要した費用を負担するものとします。

第5条（契約の有効期限）

加入契約の有効期限は契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者のいずれからも何等の意思表示をしない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条（加入分担金・利用料等）

加入者は、神石高原町地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例（以下「町の条例」という）や別に定める料金表に従い、加入分担金および工事費分担金を町に納入し、利用料を当社に支払うものとします。また、宅内工事費は、加入者が工事業者に直接支払うものとします。

- 2 町の条例に従い、平成22年9月末日までに町が定める方法により加入を申し込み、引込工事をした人は、特別な事情がない限り、サービスの開始より1年間は契約の解除をすることができません。
- 3 前2項の規定は、町の条例が改正された場合にも、これを準用するものとします。
- 4 基本番組の利用料は、サービスの提供を受け始めた日の属する月から毎月支払うものとします。また、有料番組のサービスの提供を受けた場合は、基本番組利用料の他にサービスの提供を受けた日の属する月の有料番組利用料を支払うものとします。
- 5 加入者は、当社と別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス利用料を毎月支払うものとします。
- 6 落雷時等、やむを得ない事由により当社が、第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合、原則として利用料の減額は行わないものとします。ただし、月のうち継続して10日以上にわたってすべてのサービスの提供が出来なかった場合は、当該月分（2ヶ月にわたりひきつづき10日以上20日未満行わなかった場合は、初月分）の利用料は無料とします。ただし、有料番組利用料の扱いについてはこの限りではありません。
- 7 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い、当社は、総務大臣に届け出のうえ料金を改定することがあります。
- 8 日本放送協会（NHK）の受信料（衛星放送の受信料を含む）および有料番組の利用料は、当社が設定した利用料には含まれていませんので、別途加入者が支払うものとします。

第7条（料金の支払方法）

加入者は、利用料等について、別途当社が指定する期日までに、指定する方法（当社が指定する金融機関の預金口座からの自動振替を原則とする）により支払うものとします。

- 2 利用料は月割り（毎月1日より月末までを1ヶ月の単位とします）計算とし、サービス開始時および解約時等においても、第4条第3項の場合を除き、日割り計算はいたしません。
- 3 当社は、原則として加入者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。
- 4 支払いの督促や集金等に要する費用は別に定める料金表に従い、加入者が負担するものとします。
- 5 当社は、料金の回収に関して、当社が指定する債権回収機関へ委託することがあります。

第8条（割増金）

利用者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第9条（遅延利息）

加入者が料金の支払を支払期日より遅延した場合は、年（365日当り）14.5%の割合で計算した遅延利息を支払期日の翌日より、支払日までその期間に応じて当社に支払うものとします。

第10条（必要な機器の貸与）

加入契約が成立した場合には、当社は、契約内容に従い、STB等の当社の放送サービスを利用するのに必要な機器（以下「当社機器」という）を加入者に貸与するものとします。当社機器には、リモコン、BSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）が付属されています。CSデジタル放送用ICカード（以下「C-CASカード」という）を必要とする契約内容の場合には、C-CASカードも付属されています。B-CASカードとC-CASカードの取り扱いについては、第11条の規定によるものとします。

- 2 加入者は、使用上の注意事項を厳守して貸与された当社機器を適切に維持管理するものとします。
- 3 加入者が故意または過失（本来の用法に従って使用しなかった場合を含む）、または第三者の行為により、貸与された当社機器を故障、破損または紛失した場合には、直ちに当社に申し出るものとし、修理または交換、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。
- 4 リモコン等の使用開始から1年以降の故障、破損の場合の補填に要する費用は、別に定める料金表に従い、加入者が負担するものとします。
- 5 当社が認める場合を除き、加入者は当社機器の交換を請求できないものとします。
- 6 加入者は、第4条に定める加入申し込みの撤回等、第24条に定める解約ならびに第25条に定める停止および契約の解除の場合、速やかに当社機器を返却するものとします。なお、加入者が当社に返却できない場合は、加入者は、別に定める料金表に従い損害金を当社に支払うものとします。
- 7 当社は、予告なく当社機器の仕様を変更することがあります。加入者は、当社が必要に応じて行う当社機器の仕様変更に同意するとともに、その作業の実施について協力するものとします。
- 8 当社は、加入者が当社の放送サービスの利用によりまたは当社機器の利用により損害を被った場合または設備、技術的制約に起因し通信機能が利用できなかった場合等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 9 加入者が、録画機能付サービスの利用を希望する場合には、当社は、契約内容に従い、その加入者に録画機や録画機能付STBを貸与します。
- 10 当社は、視聴状態の確認を行うため、第26条（加入者個人情報情報の取り扱い）の規定を遵守した上で、加入者の使用する当社機器及び電気通信設備と電気信号による

通信を行うことができるものとします。

第 11 条（Ｂ－ＣＡＳカードおよびＣ－ＣＡＳカードの取り扱い）

- Ｂ－ＣＡＳカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- 当社は、加入者に対し、契約内容に従いＳＴＢ１台につき１枚のＣ－ＣＡＳカードを無償貸与するものとし、加入者は契約の解除後は速やかにＣ－ＣＡＳカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にＣ－ＣＡＳカードの交換および返却を請求することができるものとします。
 - Ｃ－ＣＡＳカードの所有権は当社に帰属し、加入者は善良なる管理者の注意をもってＣ－ＣＡＳカードを管理するものとします。
 - 加入者は、次の各号を行うことはできません。
 - （１）Ｃ－ＣＡＳカードの複製、変造、翻案等のカード機能に影響を与えるを行うこと。
 - （２）Ｃ－ＣＡＳカードを日本国外に輸出または持ち出すこと。
 - （３）Ｃ－ＣＡＳカードの貸与、譲渡、質入その他の処分をすること。
 - 加入者が前項の規定に違反した場合における、当社および第三者に及ぼされた損害、利益損失は、加入者が賠償するものとします。
 - 加入者が故意または過失によりＣ－ＣＡＳカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

第 12 条（施設の設置および費用の負担）

- 本施設の設置工事は、当社または町が指定した工事業者が行うものとします。
- 本施設工事の実施に際し、工事業者（技術者）が加入者宅（敷地内、家屋内、構造物等）への出入りほかの協力を求めた場合、加入者は設置工事に協力し、無償で便宜を供するものとします。
 - 当社や町は、本施設のうち、放送センターからＯＮＵまでの施設を設置し、その設置に要する費用を負担します。ただし、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者の敷地内および宅内の特別工事を必要とする場合は、加入者がその費用を負担するものとします。また、当社や町は、引込線、当社が貸与する機器等を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、家屋および、構築物等を無償で使用できるものとします。なお、当社や町が貸与する機器等の使用に係る電源は加入者が設置するものとし、その電気料金および消耗品は加入者が負担するものとします。なお、引込端子（サービスクロージャ）からＯＮＵまでの施設については、町の条例に従い、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

第 13 条（施設の所有関係）

当社や町は、本施設のうち、放送センターからＯＮＵまでの施設を所有します。また、加入者に貸与する当社機器は当社の所有とします。本施設のうち、ＯＮＵからあとのすべての施設（ただし、当社機器を除く）および第 12 条（施設の設置および費用の負担）で規定した自営柱、地下埋設設備等は加入者の所有とします。2 加入者は、加入者の各種変更の希望により、本施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

第 14 条（施設の維持管理、放送内容等の変更）

- 当社や町ならびに加入者は、それぞれが所有する施設の維持管理を行うものとします。
- 加入者は、本施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。この場合当社は、事前に当該加入者にその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 当社は、やむを得ぬ事情によりサービス内容や放送内容を変更することがあります。
 - 当社および町は、サービス内容の変更やサービス提供の一時停止、放送内容の変更に対する損害賠償責任は一切負わないものとします。

第 15 条（故障・保守等に伴う責任負担）

- 当社は、提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合これを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者の受信機等に起因する場合は、この限りではありません。
- 当社または当社の指定する者は、通常、その営業時間内において保守または修復作業を行うものとします。
 - 加入者は、当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても賠償責任を負うものとします。
 - 加入者は、自己の故意または過失によって本施設に故障を生じさせた場合は、その修復等に要する費用を負担するものとします。

第 16 条（天災等に関する事項）

- 万一落雷等により加入者の受信機等が破損した場合は、当社および町は、その責任を負わないものとします。
- 当社および町は、次に該当する場合に対する損害の賠償責任は一切負わないものとします。
 - （１）天災地変、気象状況等によってサービス提供が停止した場合
 - （２）放送衛星、通信衛星の機能停止によってサービス提供が停止した場合
 - （３）その他当社および町の責に帰することのできない事由によってサービス提供が停止した場合
 - （４）録画機や録画機能付ＳＴＢの利用について、録画再生機能の不具合および録画物等（録画機や録画機能付ＳＴＢに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます）の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。その他当社の責に帰することのできない事由によって録画物等が消失した場合

第 17 条（便宜の供与）

加入者は、当社または町が指定した工事業者が本施設の検査、修復、撤去等を行うに際し、工事業者（技術者）が加入者宅（敷地内、家屋内、構造物等）への出入りほかの協力を求めた場合、加入者はこれに協力し、無償で便宜を供するものとします。

第 18 条（禁止事項）

- 加入者が、伝送路や加入者引込線に線索その他の導体を連絡し、またＯＮＵや当社の提供するサービスを受けるのに必要な機器またはソフトウェアを改変してサービスを無断で受信することおよびＯＮＵや当社の提供するサービスを受けるのに必要な機器またはソフトウェアを分解・解析することなどを禁止します。また、加入者の違反によって当社または他の加入者に受信障害など不利益が生じた場合、当該加入者は全ての損害を賠償するものとします。
- 加入者が複製、配線等により当社のサービスを第三者に提供することおよび対価をうけて当社のサービスを第三者に上映することを禁止します。
 - 加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する上映、ビデオデッキやその他の方法による複製およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。
 - 加入者による加入契約上の権利および義務の譲渡、ならびに担保設定等の行為を禁止します。
 - 加入者が第 1 項から第 4 項に違反した場合、加入者は、当社や町または権利者に対し、加入者が当社のサービス提供を受け始めたときに遡りすべての損害を賠償するものとします。

第 19 条（一時休止）

- 加入者は、当社のサービス利用の一時休止、またはその再開を希望する場合は、希望する日の 10 日前までにその旨を文書により当社に申し出るものとします。この場合加入者は、別に定める料金表に従い、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する前月までの期間の料金を当社に支払うものとします。
- 一時休止期間中は原則として当社機器を返却するものとし、機器の取りはずしに伴う工事費ならびに再開時の機器の取り付けに伴う工事費および手数料は、別に定める料金表に従い加入者が負担するものとします。

第 20 条（設置場所の変更）

- 加入者は、次の場合に限りＯＮＵや受信機および当社機器を含む電気通信設備の設置場所を変更できるものとします。
- （１）同一敷地内での施設の変更
 - （２）同一敷地外の移転先が当社のサービス区域内で、かつ最寄りの引込端子（サービスクロージャ）に余裕がある場合
 - 加入者は、前項の規定によりＯＮＵや受信機および当社機器を含む電気通信設備の設置場所を変更しようとする場合は文書により当社にその旨を申し出るものとします。
 - 加入者は第 1 項の規定による変更に必要な費用を負担するものとします。

第 21 条（名義変更）

- 次の場合、当社が承諾すれば、加入者の名義を変更することができるものとします。
- （１）相続または法人の合併の場合
 - （２）新加入者が、旧加入者の同意を得て旧加入者の受信機の設置場所において、当社のサービスの提供を受ける場合
 - 前項の規定により名義変更をしようとするとき、新加入者は、文書により当社に申し出て、別に定める料金表に定める名義変更手数料を当社に支払うものとします。
 - 新加入者は、旧加入者の有する本契約に関する権利義務の一切を引き継ぐものとします。
 - 名義変更により、工事または調整が必要な場合は、その費用は新加入者が負担するものとします。

第 22 条（加入申込書記載内容の変更）

- 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、文書によって当社に申し出て、別に定める料金表に定める変更手数料を当社に支払うものとします。この場合、当社は、すみやかに申し出内容の審査を経て承諾通知を加入者に発したときに、サービス内容の変更契約が成立するものとし、変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。変更された契約内容に基づくサービスの提供が 1 か月に満たない場合でも利用料などの料金は、すべて 1 箇月分の料金とします。
- 前項のほか加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書により当社に申し出るものとします。

第 23 条（解約）

- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 10 日前までに文書により当社にその旨を申し出るものとします。
- 加入者は、前項による解約の場合、支払うべき金額に未払い分がある場合はその費用を清算するものとします。
 - 加入者は、第 6 条（加入分担金・利用料等）の規定による利用料は、解約を希望する日の属する月の分まで支払うものとします。
 - 第 1 項による解約の場合、当社は、当社または町に帰する本施設の資産等を撤去します。加入者は、別に定める料金表に従い、撤去に伴う費用を負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者は、その復旧費用を負担するものとします。撤去のために加入者の所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りが必要な場合、加入者はこれに同意承諾します。
 - 加入契約を解約した場合でも、加入者の当社に対する債務は消滅しません。

第24条（加入者の義務違反による契約の解除）

当社は、加入者にこの約款に違反する行為があったと認める場合は、催告のうえすべてのサービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。ただし、加入者の都合により、当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。

2 加入者は、前項により当社のサービスの提供を停止され契約の解除となった場合は、直ちにこの約款によるすべての権利を失うものとします。

3 加入者のこの約款に違反する行為による契約の解除においても、料金の支払いや撤去に伴う費用負担、補償責任等については前条の規定を準用します。

4 加入者のこの約款に違反する行為により、当社が損害を受けた場合には、当社は、加入者に対し、損害賠償を請求する場合があります。

5 当社および町は、第1項の規定によるサービス提供の停止に対する損害賠償責任は一切負わないものとします。

第25条（不正利用）

当社との間に加入契約を成立させることなく、本施設の使用もしくは当社のサービス提供を受けている者は、これを不正利用者として次の損害賠償を請求するものとします。

（1）設備の損傷や、当社のサービスに障害を生じさせている場合には、その復旧に要するすべての費用

（2）権利損害金として、当社が不正利用者の地域でサービスの提供を開始した日より、当社が不正利用を確認したときに至るまでの利用料相当額および町の条例に定める過料

第26条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2 当社は、当社のサービスを提供するために必要かつ利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。

3 加入者の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で当社が利用するほか、委託業務の達成に必要な範囲内で、当社が委託した者も利用できるものとします。

4 当社は、加入者の個人情報を、次の目的で利用します。ただし、下記（2）～（5）では加入者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよび加入者に提供するサービスの内容を利用します。

（1）加入者へのサービスに関する契約の締結、工事の施工のために加入者の氏名、住所、電話番号、住宅の図面を、また、料金請求や収納業務のために金融機関の加入者の口座番号および名義ならびに加入者に提供するサービス内容をそれぞれ利用します。

（2）加入者に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報（当社が提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内など）を提供し、または、各種アンケート調査を実施するために利用します。

（3）サービスの変更およびサービスの休廃止の通知を加入者に届けるために利用します。

（4）加入者から寄せられた意見、要望に応えるための苦情、相談対応業務のために利用します。

（5）加入者が当社から購入した商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行うために利用します。

（6）加入者の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上および新規サービスの開発等を行うために、加入者に提供するサービス内容を利用します。

5 上記の利用目的以外に、加入者の個人情報を利用する必要性が生じた場合には、下記（2）～（6）に該当する場合を除き、事前に加入者に利用者および利用目的を連絡し、加入者から事前の同意を得たうえで、利用します。

6 加入者の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供いたしません。

（1）加入者から同意を得た場合

（2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合

（3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合

（4）国の機関もしくは地方公共団体が法令の定めによる事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

（5）裁判官の発付する令状により強制処分として捜査、押収等がなされる場合

（6）警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合

第27条（苦情処理）

当社は、加入者の個人情報の取り扱いに関する苦情は、適正かつ迅速な処理に努めます。

第28条（合意管轄）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所をもって第1審管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第29条（業務の廃止）

当社は、業務上の都合により業務及びこの約款に定めるサービスを廃止することがあります。この場合、それらを廃止する日をもって加入契約及びサービスの利用契約は終了するものとし、この日を契約の終了日と定めます。

2 当社は、前項の場合には、加入者に対し業務及びサービスを廃止する日の3か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により業務及びサービスを廃止する旨を告知します。

3 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第22条（加入申込書記載内容の変更）の規定に基づき別のサービス品目への請求をすることができます。請求を行わなかった加入者に関

しては、別途当社が定める場合を除き当該サービスを廃止する日をもって当該加入者との当該サービス品目の利用契約を解除します。

- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し1か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第30条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は、契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第31条（約款の改正）

当社は、この約款を総務大臣に届け出たうえ改正することがあります。この場合、サービス提供条件および料金等は、改正後の約款によるものとします。

附 則

当社は、特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。

2 一括加入・業務用等の契約については別途協議するものとします。

3 この契約約款は、平成23年4月1日から施行します。

4 この約款の改正平成23年4月1日から施行します。

5 この約款の改正平成25年5月1日から施行します。

6 この約款の改正平成26年4月1日から施行します。

7 この約款の改正平成28年4月15日から施行します。

8 この約款の改正平成29年4月1日から施行します。

9 この約款の改正平成31年4月1日から施行します。

10 この約款の改正令和元年10月1日から施行します。

11 この約款の改正令和3年5月1日から施行します。

12 この約款の改正令和4年12月1日から施行します。

13 この約款の改正令和6年4月1日から施行します。

14 この約款の改正令和7年10月1日から施行します。

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「C A T V用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのI Cカード（C A T V専用B－C A Sカード以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B－C A S社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「J C T A」といいます）と契約し、J C T Aを経由してご加入のケーブルテレビ局 以下「C A T V会社」といいます に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約（C A T V専用B－C A Sカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がC A T V会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、C A T V用受信機器を制御する集積回路 I C が内蔵されており、ご加入のC A T V会社がカードの使用を認めたC A T V用受信機器において、ご加入のC A T V会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、B S デジタル放送および110 度 C S デジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。
2 この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方が、このカードをC A T V用受信機器に常時装着した状態で使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをC A T V用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のC A T V会社に連絡してください。C A T V会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
2 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のC A T V会社に連絡してください。C A T V会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のC A T V会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のC A T V会社へカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のC A T V会社がカードの使用を認めたC A T V用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のC A T V会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
2 カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3 カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4 カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ(<http://www.b-cas.co.jp>)に掲載します。

【別表】カード再発行費用 第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用

- 2, 3 1 0 円（消費税込み）以下でC A T V会社の定めによる
2 前項のカード再発行費用は、ご加入のC A T V会社へお支払いいただきます。

神石高原かがやきネット告知放送契約約款

たときは、当社は、その通知等を送付した日をもって到達したものとして取扱うものとします。

第5条（契約申し込みの承諾）

当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更をすることがあります。

第6条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が本約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ提出し、当社がこれを承諾し契約締結書面を加入申込者に交付した時に成立するものとします。
2 加入申込者は、加入者引込線設置工事の施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても当社や町は責任を負いません。
3 当社は、第1項の規定にかかわらず加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことや、承諾の撤回をすることがあります。
（1）加入申込者がこの約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
（2）その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
（3）サービスの提供に必要な施設（以下「本施設」という）の構築や維持管理が技術的、経営的に困難であると判断される場合
（4）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
（5）その他当社においてサービスの提供が困難であると判断した場合

第7条（加入申込の撤回等）

加入申込者は、契約締結書面受領の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込の撤回または当該契約の解除を行うことができます。
2 前項の規定による加入申込の撤回等は、同項の書面を発したときにその効力を生じるものとします。
3 第1項の規定による加入申込の撤回等があった場合は、加入申込者は日割り計算で算定される利用料、申込みされたサービスの提供に必要な工事に通常要する費用お

株式会社ちゅびCOM（以下「当社」という）と、当社や神石高原町（以下「町」という）が行なうサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によります。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、この告知放送契約約款（以下「約款」という。）を定め、これにより音声告知放送サービスを提供します。
2 サービスに関して、当社が別途定め、もしくは追加する規約（以下「追加規約」等という）は、この約款の一部を構成するものとします。

第2条（約款の改正）

当社は、この約款を改正することがあります。この場合、サービス提供条件および料金等は、改正後の約款によるものとします。

第2章 契約

第3条（加入契約の単位）

加入契約は、加入引込線1回線ごとに1の契約を締結します。ただし、加入引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（集合共同引込）には、別途建物代表者との基本契約（建物基本契約）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第4条（契約申し込みの方法）

加入契約の申し込みは、当社所定の加入申込書に記入し、当社に提出するものとします。
2 加入契約の申込者又は加入者は、加入契約の申し込みをするときに記入した事項に変更が生じた場合は、所定の方法により速やかに当社に届け出るものとします。また、これを怠ったため、当社が送付した通知等が加入契約の申込者等に達しなかつ

- よび契約締結のために通常要する費用を負担するものとします。
- 4 前項の場合を除き、第1項の規定にかかわらず一旦加入契約が成立した後、引込線工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には、加入者は、その工事に要した全ての費用ならびに撤去に要した費用を負担するものとします。
- 第8条（契約の有効期限）
- 加入契約の有効期限は契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者のいずれからも何等の意思表示をしない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
- 第9条（契約内容の変更）
- 加入者は、当社所定の書面により、加入契約の内容変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第4条（契約申し込みの方法）及び第5条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 第10条（加入者回線の移転）
- 加入者は、加入者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。
- 2 加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第5条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。
- 第11条（サービスの利用の一時休止）
- 当社は、加入者から請求があったときは、サービスの利用の一時休止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 2 加入者は、当社のサービス利用の一時休止、またはその再開を希望する場合は、希望する日の10日前までに事前にその旨を文書により当社に申し出るものとします。この場合加入者は、別に定める料金表に従い、一時休止を申し出た日の属する月、再開した日の属する月までの期間の料金を当社に支払うものとします。
- 3 一時休止期間中は原則として当社機器を返却するものとし、機器の取りはずしに伴う工事費ならびに再開時の機器の取り付けに伴う工事費および手数料は、別に定める料金表に従い加入者が負担するものとします。
- 第12条（譲渡の禁止）
- 加入者が契約に基づいて音声告知放送サービスを受ける権利は、譲渡することができません。
- ただし、次の場合、当社が承諾すれば、加入者の名義を変更することができるものとします。
- （1）相続または法人の合併の場合
- （2）新加入者が、旧加入者の同意を得て旧加入者の端末接続装置の設置場所において、当社のサービスの提供を受ける場合
- 2 前項の規定より名義変更をしようとするとき、新加入者は、文書により当社に申し出て、別に定める料金表に定める名義変更手数料を当社に支払うものとします。
- 3 新加入者は、旧加入者の有する本契約に関する権利義務の一切を引き継ぐものとします。
- 4 名義変更により、工事または調整が必要な場合は、その費用は新加入者が負担するものとします。
- 第13条（加入者が行う契約の解除）
- 加入者は、契約を解除しようとするときは、解約を希望する日の10日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。
- 2 前項による契約解除の場合、当社は、当社または町に帰する本施設の資産等を撤去いたします。加入者は、別に定める料金表に従い、撤去に伴う費用を負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者は、その復旧費用を負担するものとします。撤去のために加入者の所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りが必要な場合、加入者はこれに同意承諾します。
- 3 契約解除の場合でも、加入者の当社に対する債務は消滅しません。
- 4 加入者は、第29条（利用料の支払義務）の規定による利用料は、解約を希望する日の属する月の分まで支払うものとします。
- 5 加入契約を解除した場合でも、故意または過失によって解約前に生じた加入者の補償責任ならびに負うべき義務は失効しないものとします。
- 第14条（当社が行う契約の解除）
- 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
- （1）第22条（利用停止）の規定により音声告知放送サービスの利用停止をされた加入者が、なおその事実を解消しないとき
- （2）第22条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき
- （3）当社または利用者の責によらない事由により、サービスを継続できないとき
- （4）加入者に、この約款に違反する行為があったとき
- 2 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。
- 3 当社は、第1項に規定により、その契約を解除しようとするときは、当社または町に帰する本施設の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
- 4 加入者は、第1項の場合においては、直ちにこの約款によるすべての権利を失うものとします。
- 5 第1項の場合においても、料金の支払いや撤去に伴う費用負担、補償責任等については前条（加入者が行う契約の解除）の規定を準用します。

- 6 加入者のこの約款に違反する行為により、当社が損害を受けた場合には、当社は、加入者に対し、損害賠償を請求する場合があります。――

第3章 サービスと施設

第15条（サービス利用範囲）

加入者は本契約もしくは追加規約等にしたがって、第16条（告知端末）に定める告知端末によりサービス（付随するサービスを含む）を利用できるものとします。

第16条（告知端末）

- 当社は、サービスを利用するために必要な告知端末（所有権は、町に帰属します）を、サービスの1つの利用契約に対し、1台貸与するものとします。
- 2 加入者は、使用上の注意事項を厳守して、貸与された告知端末を適切に維持管理するものとします。
- 3 加入者が故意または過失（本来の用法に従って使用しなかった場合を含む）、または第三者の行為により、貸与された告知端末を故障、破損または紛失した場合には、直ちに当社に申し出るものとし、修理または交換、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。
- 4 加入者は、性能または機能の不完全等、当社が認める場合を除き、告知端末の交換を請求できないものとします。
- 5 加入者は、加入契約が終了したときは、速やかに告知端末を返却するものとします。なお、加入者が当社に返却できない場合の補填や修理等に要する費用は加入者が負担するものとします。
- 6 当社は、告知端末の老朽化又は性能が劣化した場合、告知端末を取り替え又は改修するものとします。また、当社は、予告なく告知端末の仕様を変更することがあります。加入者は、当社が必要に応じて行う告知端末の仕様変更等に同意するとともに、その作業の実施について協力するものとします。
- 7 当社および町は、加入者が告知端末の利用により損害を被った場合または設備、技術的制約に起因しサービスが利用できなかった場合等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 8 第1項の規定にかかわらず同一世帯もしくは同一敷地内に限り、サービスの1つの利用契約に対し、2台目以降の告知端末の貸与を認めるものとします。

第17条（施設の設置および費用の負担）

- 本施設の設置工事は、当社または町が指定した工事業者が行うものとします。
- 2 本施設工事の実施に際し、工事業者（技術者）が加入者宅（敷地内、家屋内、構築物等）への出入りほかの協力を求めた場合、加入者は設置工事に協力し、無償で便宜を供するものとします。
- 3 当社や町は、本施設のうち、放送センターからONUまでの施設を設置し、その設置に要する費用を負担します。ただし、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者の敷地内および宅内の特別工事を必要とする場合は、加入者がその費用を負担するものとします。また、当社や町は、引込線、当社が貸与する機器等を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、家屋および、構築物等は無償で使用できるものとします。なお、当社や町が貸与する機器等の使用に係る電源は加入者が設置するものとし、その電気料金および消耗品は加入者が負担するものとします。なお、引込端子（サービスクロージャ）からONUまでの施設については、町の条例に従い、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

第18条（施設の所有関係）

- 当社や町は、別に締結する契約に従い、本施設のうち、放送センターからONUまでの施設を所有します。また、加入者に貸与する告知端末は町の所有とします。本施設のうち、ONUからあとのすべての施設（ただし、告知端末を除く）および第12条（施設の設置および費用の負担）で規定した自営柱、地下埋設設備等は加入者の所有とします。
- 2 加入者は、加入者の各種変更の希望により、本施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

第19条（施設の維持管理、放送内容等の変更）

- 当社や町ならびに加入者は、それぞれが所有する施設の維持管理を行うものとします。
- 2 加入者は、本施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。この場合当社は、事前に当該加入者にその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、やむを得ぬ事情によりサービス内容や放送内容を変更することがあります。
- 4 当社および町は、サービス内容の変更やサービス提供の一時停止、放送内容の変更に対する損害賠償責任は一切負わないものとします。

第20条（保守および修復）

- 当社は、加入者がサービスを利用している告知端末を保守し、サービスの利用に異常が発生したときは、加入者の申し出により告知端末を修復するものとします。また、当社又は当社の指名した者は、通常の場合、その営業時間内において保守及び修復作業を行うものとします。
- 2 加入者は、サービスを利用するにあたって告知端末に接続している加入者が所有する配線等のメンテナンス又は保守を必要とする場合は、その費用を負担するものとします。
- 3 加入者は、利用するサービスに異常が発生し、かつその原因が加入者の所有する配線等にあるときは、その修復に要する費用を負担するものとします。
- 4 加入者は、自己の故意又は過失によって告知端末に故障が発生したときは、その修復に要する費用を負担するものとします。

第4章 利用の制限

第21条（利用中止）

- 当社は、次の場合にはサービスの利用を中止することがあります。
- （1）当社または町の本施設の保守上又は工事にやむを得ないとき

- (2) 当社が営業上または技術上やむを得ないと判断したとき
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止する場合があります。
- 3 前2項の規定により、サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 加入者は、第1項及び第2項によるサービスの利用中止について予め同意するものとします。

第22条 (利用停止)

- 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのサービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのすべてのサービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- (2) 契約の申し込みに当たって、当社所定の書面に事実を反する記載を行ったこと等が判明したとき
- (3) 第27条（禁止事項）、第40条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したとき
- 2 当社は、前項の規定により、サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を加入者に通知します。ただし、加入者がこの約款に定めに違反し、かつその行為が、サービスに関する当社の業務の遂行又は当社または町の本施設に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断したときは、この限りではありません。

第23条 (天災等による利用制限等)

- 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益を確保するための緊急通信を取り扱うため、サービスの利用を制限することがあります。
- 2 当社および町は、落雷等により加入者の設備又は機器等が破損した場合に、告知端末本体の交換を除き、サービスの利用も含め加入者に対する責任を負わないものとします。
- 3 当社は天災等、当社の責に帰さない事由により町又は加入者の施設が壊滅した場合に、サービスの利用等についてその責任を負わないものとします。
- 4 当社および町は、次の事項を原因としたサービスの利用中止による損害等について、損害等の一切の責任を負わないものとします。
- (1) 天災、停電、事変、非常事態、法令上の制限
- (2) 落雷等に伴う告知端末の故障によるサービスの停止
- (3) 予期できない施設の機能停止
- (4) 第21条（利用中止）に定めるサービスの利用中止
- (5) その他当社および町の責に帰することのできない事由

第24条 (自己責任の原則)

- 加入者は、サービスの利用に伴い第三者（日本国の内外を問いません。以下同じとします。）に損害を与え、あるいは損害を受けた場合は、自己の責任と費用をもってこれを処理し解決するものとします。
- 2 当社や町は、加入者の故意又は過失により損害を被った場合は、加入者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第25条 (サービス利用環境の維持)

- 加入者は、サービスを利用するために必要な機器、設備及び通信回線等を自己の責任をもって管理し、サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。
- 2 加入者が前項に定める利用環境を維持しなかったためサービスが利用できない場合であっても、当社および町は一切の責任を負わないものとします。

第26条 (加入者の関係者による利用)

- 加入者は、家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつサービスの利用に関する料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該関係者に対しても、加入者と同様に約款の規定を遵守させる義務を負うものとします。
- 2 前項の場合、加入者は、関係者が第27条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかを行い、又は故意又は過失により当社に損害を被らせた場合等、当該関係者の行為を加入者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。

第27条 (禁止事項)

- 加入者は、サービスを利用して次の行為を行うことができないものとします。
- (1) 告知端末（付属品を含む）を分解する行為
- (2) サービスの品質を低下させる行為又は低下させるおそれのある行為もしくは当社の信用を毀損する行為または毀損するおそれのある行為
- (3) サービスの運営を妨げる行為又は妨げるおそれのある行為もしくはサービスの信用を毀損する行為又は毀損するおそれのある行為
- (4) サービスを再販売又は賃貸するなど、サービスそのものを営利の目的とする行為
- (5) 当社もしくは他者に不利益を与え、不当に差別又は誹謗中傷し、あるいは不当な差別を助長しもしくはその名誉又は信用を毀損する行為
- (6) サービスの利用し得る情報を改ざん又は消去する行為
- (7) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) 違法行為を請負し、仲介し又は誘引する行為

- (9) その他法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為
- (10) その他当社が不適切と判断する行為

第5章 料金等

第28条 (料金の適用)

- 加入者は、神石高原町地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例（以下「町の条例」という）や別に定める料金表に従い、加入分担金および工事分担金を町に納入し、利用料や付加機能利用料、手続きに関する料金を当社に支払うものとします。また、宅内工事費は、加入者が工事業者に直接支払うものとします。
- 2 町の条例に従い、平成22年9月末日までに町が定める方法により加入を申込み、引込工事をした人は、特別な事情がない限り、サービスの開始より1年間は契約の解除をすることができません。

第29条 (利用料の支払義務)

- 加入者は、その契約に基づいて当社が音声告知放送サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。）に応じて料金表に規定する利用料の支払を要します。
- 2 利用料は、サービスの提供を受け始めた日の属する月から毎月支払うものとします。
- 3 加入者は、当社と別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
- 4 落雷時等、やむを得ない事由により当社が、サービスの提供が出来なかった場合、原則として利用料の減額は行わないものとします。ただし、月のうち継続して10日以上にわたってすべてのサービスの提供が出来なかった場合は、当該月分（2ヶ月にわたりひきつづき10日以上20日未満行ななかった場合は、初月分）の利用料は無料とします。

第30条 (料金の支払方法)

- 加入者は、利用料等について、別途当社が指定する期日までに、指定する方法（当社が指定する金融機関の預金口座からの自動振替を原則とする）により支払うものとします。
- 2 利用料は月割り（毎月1日より月末までを1ヶ月の単位とします）計算とし、サービス開始時および解約時等においても、第7条第3項の場合を除き、日割り計算はいたしません。
- 3 当社は、原則として加入者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。
- 4 支払いの督促や集金等に要する費用は別に定める料金表に従い、加入者が負担するものとします。
- 5 当社は、料金の回収に関して、当社が指定する債権回収機関へ委託することがあります。

第31条 (手続に関する料金の支払義務)

- 加入者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。ただし、加入分担金、工事分担金については、「町の条例」によるものとします。

第32条 (割増金)

- 加入者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第33条 (遅延利息)

- 加入者が料金の支払を支払期日より遅延した場合は、年（365日当たり）14.5%の割合で計算した遅延利息を支払期日の翌日より、支払日までその期間に応じて当社に支払うものとします。

第6章 適正な運用

第34条 (関係法令の遵守)

- 当社は、約款に定める事項を、関連法令の定める範囲内で、適切に実施し又は措置を講ずるものとします。

第35条 (加入者個人情報の取り扱い)

- 当社は、加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 2 当社は、当社のサービスを提供するために必要かつ利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。
- 3 加入者の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で当社が利用するほか、委託業務の達成に必要な範囲内で、当社が委託した者も利用できるものとします。
- 4 当社は、加入者の個人情報を、次の目的で利用します。ただし、下記（2）～（5）では加入者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよび加入者に提供するサービスの内容を利用します。
- (1) 加入者へのサービスに関する契約の締結、工事の施工のために加入者の氏名、住所、電話番号、住宅の図面を、また、料金請求や収納業務のために金融機関の加入者の口座番号および名義ならびに加入者に提供するサービス内容をそれぞれ利用します。
- (2) 加入者に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報（当社が提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内など）を提供し、または、各種アンケート調査を実施するために利用します。
- (3) サービスの変更およびサービスの休廃止の通知を加入者に届けるために利用します。
- (4) 加入者から寄せられた意見、要望に応えるための苦情、相談対応業務のために利用します。

- (5) 加入者が当社から購入した商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行うために利用します。
- (6) 加入者の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上および新規サービスの開発等を行うために、加入者に提供するサービス内容を利用します。
- 5 上記の利用目的以外に、加入者の個人情報を利用する必要が生じた場合には、下記6.(2)～(6)に該当する場合を除き、事前に加入者に利用者および利用目的を連絡し、加入者から事前の同意を得たうえで、利用します。
- 6 加入者の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供いたしません。
- (1) 加入者から同意を得た場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定めによる事務を遂行ことに對して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (5) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査、押収等がなされる場合
- (6) 警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合

第36条 (苦情処理)

当社は、加入者の個人情報の取り扱いに関する苦情は、適正かつ迅速な処理に努めます。

第7章 損害賠償

第37条 (責任の制限)

- 当社は、サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約に係る本施設によるすべてのサービス提供に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時から起算して、月のうち10日以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、当該月分（2ヶ月にわたりひきつづき10日以上20日未満サービスが全く利用できなかった場合は、初月分）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第38条 (免責)

- 当社および町は、加入者がサービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負わないものとします。
- 2 当社および町は、サービスに係る本施設の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社および町の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社および町は、この約款等の変更により加入者の施設の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第8章 雑則

第39条 (承諾の限界)

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第40条 (利用に係る加入者の義務)

- 当社や町は、サービスの提供に必要な本施設の設置のため、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で利用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。
- 2 加入者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 加入者は、当社が契約に基づき設置した本施設を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 加入者は、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他当社のサービスに妨害を与える行為を行わないこととします。
- 5 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した本施設に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
- 6 加入者は、当社が契約に基づき設置した本施設を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 7 加入者は、前4項の規定に違反して本施設を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払うものとします。

第41条 (不正利用)

当社との間に加入契約を成立させることなく、当社や町が設置する設備の使用もしくは当社のサービス提供を受けている者は、これを不正利用者として次の損害賠償

を請求するものとします。

- (1) 設備の損傷や、当社のサービスに障害を生じさせている場合には、その復旧に要するすべての費用
- (2) 権利損害金として、当社が不正利用者の地域でサービスの提供を開始した日より、当社が不正利用を確認したときに至るまでの利用料相当額および町の条例に定める過料

第9章 その他

第42条 (合意管轄)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所をもって第1審管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第43条 (業務の廃止)

- 当社は、業務上の都合により業務及びこの約款に定めるサービスを廃止することがあります。この場合、それらを廃止する日をもって加入契約及びサービスの利用契約は終了するものとし、この日を契約の終了日と定めます。
- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し業務及びサービスを廃止する日の3か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により業務及びサービスを廃止する旨を告知します。
- 3 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第22条（加入申込書記載内容の変更）の規定に基づき別のサービス品目への請求をすることができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き当該サービスを廃止する日をもって当該加入者との当該サービス品目の利用契約を解除します。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し1か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第44条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は、契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附 則

- 当社は、特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 一括加入・業務用等の契約については別途協議するものとします。
- 3 この契約約款は、平成23年4月1日から施行します。
- 4 この契約約款は、平成26年4月1日から施行します。
- 5 この契約約款は、平成28年4月15日から施行します。
- 6 この契約約款は、令和元年10月1日から施行します。
- 7 この約款の改正令和3年5月1日から施行します。
- 8 この約款の改正令和4年12月1日から施行します。
- 9 この約款の改正令和7年10月1日から施行します。

神石高原かがやきネットインターネット契約約款

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という）と、当社や神石高原町（以下「町」という）が行なうサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によります。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、このインターネット契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりインターネット接続サービスを提供します。

第2条（約款の改正）

当社は、この約款を改正することがあります。この場合、サービス提供条件および料金等は、改正後の約款によるものとします。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路（光ファイバー等）その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備（光ファイバー等）及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	1. インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2. 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 加入者	当社と契約を締結している者
9. 加入者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. ONU	光信号・電気信号間の変換と光信号の多重・分離をするため、電気通信回線の終端に設置される装置
11. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
12. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
13. 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
14. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
16. 技術基準	端末設備等規則（昭和60年総務省令第31号）で定める技術基準
17. 消費税相当額	契約者消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条（インターネット接続サービスの種類等）

契約には、別に定める料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

第5条（加入契約の単位）

- 加入契約は、加入引込線1回線ごとに1の契約を締結します。ただし、加入引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（集合共同引込）には、別途建物代表者との基本契約（建物基本契約）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。
- この契約の申し込みをすることができる者は、別表に示す契約プランのうち、地デジと告知端末両方のサービスを利用している者、又は利用しようとしている者となります。

第6条（加入者回線の終端）

- 当社は、加入者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。
- 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

第7条（契約申し込みの方法）

- 契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出するものとします。
 - 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
 - 加入者回線の終端とする場所
 - その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項
- 加入契約の申込者又は加入者は、加入契約の申し込みをするときに記入した事項に変更が生じた場合は、所定の方法により速やかに当社に届け出るものとします。また、これを怠ったため、当社が送付した通知等が加入契約の申込者等に達しなかったときは、当社は、その通知等を送付した日をもって到達したものとして取扱うものとします。

第8条（契約申し込みの承諾）

- 当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことや、承諾の撤回をすることがあります。
 - 加入者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき
 - 契約の申し込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないとき
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

第9条（契約の成立）

- 加入契約は、加入申込者が本約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ提出し、当社がこれを承諾し契約締結書面を加入申込者に交付した時に成立するものとします。
- 加入申込者は、加入者引込線設置工事の施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても当社や町は責任を負いません。

第10条（加入申し込みの撤回等）

- 加入申込者は、契約締結書面受領の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 前項の規定による加入申し込みの撤回等は、同項の書面を発したときにその効力を生じるものとします。
- 第1項の規定による申し込みの撤回等があった場合、加入者の享受したインターネット接続サービスの利用料は日割り計算で加入者が負担します。また、インターネット接続サービスの提供に必要な工事に通常要する費用および契約締結のために通常要する費用を加入者は負担します。

第11条（契約の有効期限）

- 加入契約の有効期限は契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者のいずれからも何等の意思表示をしない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第12条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

- 加入者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。
- 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条（契約申し込みの方法）及び第8条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第13条（加入者回線の移転）

- 加入者は、加入者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。
- 加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 当社は、第1項の請求があったときは、第8条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第14条（サービスの利用の一時休止）

- 当社は、加入者から請求があったときは、サービスの利用の一時休止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 加入者は、当社のサービス利用の一時休止、またはその再開を希望する場合は、希望する日の10日前までにその旨を文書により当社に申し出るものとします。この場合加入者は、別に定める料金表に従い、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する前月までの期間の料金を当社に支払うものとします。
- 一時休止期間中は原則として当社機器を返却するものとし、機器の取りはずしに伴う工事費ならびに再開時の機器の取り付けに伴う工事費および手数料は、別に定める料金表に従い加入者が負担するものとします。

第15条（その他の契約内容の変更）

- 当社は、加入者から請求があったときは、第7条（契約申し込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。
- 前項の請求があったときは、当社は、第8条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 契約内容の変更があったときは、当社は変更後の契約内容を明らかにするための書面を加入者に交付します。

第16条（譲渡の禁止）

- 加入者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、次の場合、当社が承諾すれば、加入者の名義を変更することができるものとします。
 - 相続または法人の合併の場合
 - 新加入者が、旧加入者の同意を得て旧加入者の端末接続装置の設置場所において、当社のサービスの提供を受ける場合
- 前項の規定より名義変更をしようとするとき、新加入者は、文書により当社に申し出て、別に定める料金表に定める名義変更手数料を当社に支払うものとします。
- 新加入者は、旧加入者の有する本契約に関する権利義務の一切を引き継ぐものとし

ます。
4 名義変更により、工事または調整が必要な場合は、その費用は新加入者が負担するものとします。

第 17 条（加入者が行う契約の解除）

- 加入者は、契約を解除しようとするときは、解約を希望する日の 10 日前までに当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により申し出るものとします。
- 前項による契約解除の場合、当社は、当社または町に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。加入者は、別に定める料金表に従い、撤去に伴う費用を負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者は、その復旧費用を負担するものとします。撤去のために加入者の所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りが必要な場合、加入者はこれに同意承諾します。
 - 契約解除の場合でも、加入者の当社に対する債務は消滅しません。
 - 加入者は、第 3 1 条（利用料の支払義務）の規定による利用料は、解約を希望する日の属する月の分まで支払うものとします。
 - 加入契約を解除した場合でも、故意または過失によって解約前に生じた加入者の補償責任ならびに負うべき義務は失効しないものとします。

第 18 条（当社が行う契約の解除）

- 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
- （1）第 2 3 条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた加入者が、なおその事実を解消しないとき
 - （2）第 2 3 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき
 - （3）電気通信回線の地中化等、当社又は加入者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき
 - （4）加入者に、この約款に違反する行為があったとき
- 2 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。
- 3 第 1 項の規定により、当社がその契約を解除しようとするとき、前条第 2 項及び第 3 項の規定が準用されます。
- 4 加入者は、第 1 項の場合においては、直ちにこの約款によるすべての権利を失うものとします。
- 5 第 1 項の場合においても、料金の支払いや撤去に伴う費用負担、補償責任等については前条（加入者が行う契約の解除）の規定を準用します。
- 6 加入者のこの約款に違反する行為により、当社が損害を受けた場合には、当社は、加入者に対し、損害賠償を請求する場合があります。

第 3 章 付加機能

第 19 条（付加機能の提供等）

- 当社は、加入者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第 4 章 回線相互接続

第 20 条（回線相互接続の請求）

- 加入者は、その加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出するものとします。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾するものとします。

第 21 条（回線相互接続の変更・廃止）

- 加入者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知するものとします。
- 2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用するものとします。

第 5 章 利用中止及び利用停止

第 22 条（利用中止）

- 当社は、次の場合にはインターネット接続サービスの利用を中止することがあります。
- （1）当社または町の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - （2）第 2 4 条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止する場合があります。
- 3 前 2 項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 加入者は、第 1 項及び第 2 項によるサービスの利用中止について予め同意するものとします。

第 23 条（利用停止）

- 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったもの）に限り、以下この条において同じとします。）を支払わ

ないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- （1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
 - （2）契約の申し込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき
 - （3）第 2 8 条（禁止事項）、第 4 6 条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したとき
 - （4）電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき
 - （5）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき
 - （6）前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき
- 2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を加入者に通知します。ただし、加入者がこの約款に定めに違反し、かつその行為が、サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがあると当社が判断したときは、この限りではありません。
- 3 当社および町は、第 1 項の規定によるサービスの利用停止に対する損害賠償責任は一切負わないものとします。

第 6 章 利用の制限

第 24 条（利用の制限）

- 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 4 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる所定の電気通信について、その通信量を制限することがあります。
- 5 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況におくことがあります。
- 6 当社は、前項の措置に伴い必要の限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 7 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、当社の措置の違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第 25 条（自己責任の原則）

- 加入者は、サービスの利用に伴い第三者（日本国の内外を問いません。以下同じとします。）に損害を与え、あるいは損害を受けた場合は、自己の責任と費用をもってこれを処理し解決するものとします。
- 2 当社や町は、加入者の故意又は過失により損害を被った場合は、加入者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第 26 条（サービス利用環境の維持）

- 加入者は、接続機器等のサービスを利用するために必要な機器、設備及び通信回線等を自己の責任をもって管理し、また相互接続事業者の提供する電気通信サービス等を利用するために必要な他のサービスの利用を継続する等により、サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。
- 2 加入者が前項に定める利用環境を維持しなかったためサービスが利用できない場合であっても、当社や町は一切の責任を負わないものとします。

第 27 条（加入者の関係者による利用）

- 加入者は、家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつサービスの利用に関する料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該関係者に対しても、加入者と同様に約款の規定を遵守させる義務を負うものとします。
- 2 前項の場合、加入者は、関係者が第 2 8 条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかを行い、又は故意又は過失により当社に損害を被らせた場合等、当該関係者の行為を加入者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。

第 28 条（禁止事項）

- 加入者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の行為（以下、「禁止行為」といいます。）を行わないこととします。
- （1）当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - （2）他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - （3）他者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - （4）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結び

- つく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (12) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (13) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書や通貨の偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) その他、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為や、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- 2 加入者が前項の禁止行為を行った場合、その責任は当該加入者に帰属し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 加入者が故意または過失により前項の禁止行為を行い、当社サービスの停止若しくは著しい損害を与えた場合、当該加入者は、当社が被った損害を賠償しなければなりません。
- 4 当社は、加入者による本サービスの利用が第1項の禁止行為に該当する場合、当該利用に関し他者から当社にクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
- (1) 第1項の禁止行為に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
- 5 前項の措置は、加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第29条（天災等による利用制限等）

- 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序を維持するために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益を確保するための緊急通信を取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。
- 2 当社および町は、落雷等により加入者の自営端末設備又は自営電気通信設備が破損した場合に、その責任を負わないものとします。
- 3 当社は天災等、当社の責に帰さない事由により町又は加入者の施設が壊滅した場合に、サービスの利用等についてその責任を負わないものとします。
- 4 当社および町は、次の事項を原因としたサービスの利用中止による損害等について、賠償等の一切の責任を負わないものとします。
- (1) 天災、停電、事変、非常事態、法令上の制限
- (2) 落雷等に伴う接続機器の故障による本サービス及び関連するサービスの停止
- (3) 予期できない施設の機能停止
- (4) 第22条（利用中止）に定めるサービスの利用中止
- (5) その他当社の責に帰することのできない事由

第7章 料金等

第30条（料金の適用）

- 加入者は、神石高原町地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例（以下「町の条例」という）や別に定める料金表に従い、加入分担金および工事分担金を町に納入し、利用料や付加機能利用料、手続きに関する料金を当社に支払うものとします。また、宅内工事費は、加入者が工事業者に直接支払うものとします。
- 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによりします。

第31条（利用料の支払義務）

- 加入者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。）については、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料の支払を要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時休止等によりインターネット接続サービスの利用

ができない状態が生じたときの利用料の支払は、次によりします。

- (1) 利用の一時休止をしたときは、加入者は、その期間中の利用料の支払を要します。
- (2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料の支払を要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
1 加入者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）
2 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことが当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等
3 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

- 3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第32条（手続に関する料金の支払義務）

加入者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。ただし、加入分担金、工事分担金については、「町の条例」によるものとします。

第33条（割増金）

加入者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第34条（遅延利息）

加入者が料金の支払を支払期日より遅延した場合は、年（365日当たり）14.5%の割合で計算した遅延利息を支払期日の翌日より、支払日までその期間に応じて当社に支払うものとします。

第8章 保守

第35条（当社の維持責任）

- 当社は、インターネット接続サービス取扱所から加入者回線までの施設、加入者との契約に基づいて設置されるONUの出力端子までの施設、端末設備のうち端末接続装置および当社が貸出するその他の装置を所有します。
- 2 当社は、当社や町の設置した当社や町所有の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持するものとします。
- 3 当社又は当社の指名する者は、通常の場合、その営業時間内において保守又は第37条（設備の修理又は復旧）及び第38条（加入者の切り分け責任）に定める作業を行うものとします。

第36条（加入者の維持責任）

加入者は、ONUの出力端子以降の施設の設置に要する費用を負担し、かつ、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持するものとします。

第37条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社や町の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、電気通信事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社や町が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧するものとします。

第38条（加入者の切り分け責任）

- 加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が定めるところにより当社との保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社や町が設置した電気通信回線設備に接続されている場合において、当該電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社にその電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求の申し出をするものとします。
- 2 前項の確認に際して、加入者から申し出があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者に通知するものとします。
- 3 当社は、前項の試験により当社や町が設置した電気通信回線設備その他当社や町の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者に通知した後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、加入者からその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。
- 4 当社や町は、加入者が所有する機器のコンピュータウィルスへの感染による故障、

自営端末設備又は自営電気通信設備の障害等については、一切責任を負わないものとします。

第9章 適正な運用

第39条（関係法令の遵守）

当社は、約款に定める事項を、関連法令の定める範囲内で、適切に実施し又は措置を講ずるものとします。

第40条（通信の秘密の保護）

当社は、サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲で、これを使用又は保存します。

- 当社は刑事訴訟法第218条及び同法に基づく強制処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

第41条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

- 当社は、当社のサービスを提供するために必要かつ利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。
- 加入者の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で当社が利用するほか、委託業務の達成に必要な範囲内で、当社が委託した者も利用できるものとします。
- 当社は、加入者の個人情報を、次の目的で利用します。ただし、下記（2）～（5）では加入者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよび加入者に提供するサービスの内容を利用します。
 - 加入者へのサービスに関する契約の締結、工事の施工のために加入者の氏名、住所、電話番号、住宅の図面を、また、料金請求や収納業務のために金融機関の加入者の口座番号および名義ならびに加入者に提供するサービス内容をそれぞれ利用します。
 - 加入者に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報（当社が提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内など）を提供し、または、各種アンケート調査を実施するために利用します。
 - サービスの変更およびサービスの休廃止の通知を加入者に届けるために利用します。
 - 加入者から寄せられた意見、要望に応えるための苦情、相談対応業務のために利用します。
 - 加入者が当社から購入した商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行うために利用します。
 - 加入者の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上および新規サービスの開発等を行うために、加入者に提供するサービス内容を利用します。
- 上記の利用目的以外に、加入者の個人情報を利用する必要が生じた場合には、下記6.（2）～（6）に該当する場合を除き、事前に加入者に利用および利用目的を連絡し、加入者から事前の同意を得たうえで、利用します。
- 加入者の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供いたしません。
 - 加入者から同意を得た場合
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定めによる事務を遂行ことにに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査、押収等がなされる場合
 - 警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合

第42条（苦情処理）

当社は、加入者の個人情報の取り扱いに関する苦情は、適正かつ迅速な処理に努めます。

- 当社は、加入者からの申し出により、インターネット接続サービスの提供に関する業務に支障の無い範囲で、個人情報の照会、修正、利用・開示の中止および利用・開示の再開に応じるものとします。

第10章 損害賠償

第43条（責任の制限）

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。

- 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社の契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限りて賠償します。
- 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第44条（免責）

当社および町は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負わないものとします。

- 当社および町は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとします。
- 当社や町は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、電気通信事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社や町は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雑則

第45条（承諾の限界）

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第46条（利用に係る加入者の義務）

当社や町は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。

- 加入者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護が必要であるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通端M設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 加入者は、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
- 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 加入者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払うものとします。

第47条（不正利用）

当社との間に加入契約を成立させることなく、当社や町が設置する設備の使用もしくは当社のサービス提供を受けている者は、これを不正利用者として次の損害賠償を請求するものとします。

- 設備の損傷や、当社のサービスに障害を生じさせている場合には、その復旧に要するすべての費用
- 権利損害金として、当社が不正利用者の地域でサービスの提供を開始した日より、当社が不正利用を確認したときに至るまでの利用料相当額および町の条例に定める過料

第48条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾するものとします。

- 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第49条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び加入者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第50条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第51条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第12章 その他

第52条（合意管轄）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所福山支部をもって第1審管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 5 3 条（業務の廃止）

当社は、業務上の都合により業務及びこの約款に定めるサービスを廃止することがあります。この場合、それらを廃止する日をもって加入契約及びサービスの利用契約は終了するものとし、この日を契約の終了日と定めます。

2 当社は、前項の場合には、加入者に対し業務及びサービスを廃止する日の 3 か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により業務及びサービスを廃止する旨を告知します。

3 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第 2 2 条（加入申込書記載内容の変更）の規定に基づき別のサービス品目への請求をすることができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き当該サービスを廃止する日をもって当該加入者との当該サービス品目の利用契約を解除します。

4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し 1 か月前までに、その旨を文書で通知し、かつ、当社ホームページ上に掲載する等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第 5 4 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は、契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附 則

当社は、特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。

2 一括加入・業務用等の契約については別途協議するものとします。

3 この契約約款は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行します。

4 この契約約款は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行します。

5 この契約約款は、平成 2 8 年 4 月 1 5 日から施行します。

6 この契約約款は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行します。

7 この契約約款は、令和元年 1 0 月 1 日から施行します。

8 この約款の改正令和 3 年 5 月 1 日から施行します。

9 この約款の改正令和 4 年 1 2 月 1 日から施行します。

1 0 この約款の改正令和 7 年 1 0 月 1 日から施行します。



インターネット接続サービスのご加入に際して
(必ずお読み下さい)

- インターネットサービスは基本セット（地デジ+告知端末）のオプションサービスとなります。
- 当社の工事範囲は、告知端末の取り付け・動作環境までといたします。告知端末からあとのパソコンへの接続は、お客様におこなっていただきます。サポートが必要であれば、当社及び当社指定業者が有償にてサポートいたしますのでご相談ください。
- 告知端末からパソコンへの接続に必要な機器及びソフトは、お客さまで用意し、接続、設定を行ってください。
 1. パソコン
 2. L A N ケーブル（ストレート）
 3. ソフトウェア（ブラウザやメールソフト等）
- ウィルス対策ソフトは、お客さまで用意し、導入してください。
- インターネットのオプションサービスのお申し込みは、当社窓口・郵送にて受け付けさせていただきます。ただし、月の途中からサービスを開始した場合でも、当月分の利用料が必要となります。
- 複数台のパソコンを告知端末に接続する場合のルータ、ハブ等は、お客さまで用意し、接続、設定を行ってください。
- メールアドレスは受付順となりますので、ご希望にそえないことがあります。また、当社ではメールアドレスの売買を認めておりませんのでご了承ください。
- メールアドレスの追加は、5 5 0 円／個／月です。追加や変更、削除等はそれぞれ 5 5 0 円／回の手数料を頂きます。
- 受信メールのサーバへの保存期間は 6 0 日間といたします。（定期的にメールのチェックをお願いいたします。）
- ホームページアカウントは、1 契約に 1 つといたします。
- ホームページの開設については、別途手続きが必要となります。
- ホームページの開設において、C G I は当社が用意したもののみ使用可能といたします。
- 当社では、お客さまによるサーバ等の設置は禁止しておりますのでご了承ください。
- サービスを終了及び中止される際には手続きをおこなって下さい。終了及び中止を希望する日の 1 0 日前までにご連絡下さい。
- インターネットのみのご契約はございません。

神石高原かがやきネット契約約款（別表）料金表

令和 7 年 1 0 月現在

	地デジ	多チャンネル	告知端末	インターネット 1 M	インターネット 2 M	インターネット 20M	インターネット 40M	インターネット 100M	インターネット 1 G	月額利用料金 (税込み)
基本チャンネルプラン スタンダード★	●※ 6		●							1, 6 5 0 円
基本チャンネルプラン ミニ	●※ 6		●	●※ 7						2, 7 5 0 円
基本チャンネルプラン エコノミー	●※ 6		●		●※ 2、※ 7					5, 1 7 0 円
基本チャンネルプラン プレミアム	●※ 6		●			●※ 2、※ 7				6, 3 8 0 円
基本チャンネルプラン プラチナ	●※ 6		●				●※ 2、※ 7			6, 6 0 0 円
基本チャンネルプラン ゴールド	●※ 6		●					●※ 2、※ 8		6, 8 2 0 円
基本チャンネルプラン ビジネス	●※ 6		●						●※ 2、※ 9	8, 2 5 0 円
多チャンネルプラン スタンダード	●※ 6	●※ 1、※ 5	●							5, 0 6 0 円
多チャンネルプラン エコノミー	●※ 6	●※ 1、※ 5	●		●※ 2、※ 7					8, 5 8 0 円
多チャンネルプラン プレミアム	●※ 6	●※ 1、※ 5	●			●※ 2、※ 7				8, 6 9 0 円
多チャンネルプラン プラチナ	●※ 6	●※ 1、※ 5	●				●※ 2、※ 7			8, 9 1 0 円
多チャンネルプラン ゴールド	●※ 6	●※ 1、※ 5	●					●※ 2、※ 8		9, 1 3 0 円
多チャンネルプラン ビジネス	●※ 6	●※ 1、※ 5	●						●※ 2、※ 9	1 0, 5 6 0 円
基本チャンネルプラン スタンダード 地デジのみ	●※ 3、※ 6									1, 1 0 0 円
基本チャンネルプラン スタンダード告知のみ			●※ 3							1, 1 0 0 円
告知端末 2 台目以降			●※ 4							2 2 0 円

- ★：基本セット（地デジと告知端末への加入を基本とします）
- ※上記金額には、NHKの受信料や有料番組の利用料は含まれていません。
- ※基本チャンネルプランでBSデジタル放送を視聴するには、別途NHKの衛星受信契約が必要です。
- ※契約プランの内容や料金、放送するチャンネルの内容や数などの変更を行なうことがあります。
- ※この「（別表）料金表」の利用料金は、月額料金です。サービス開始時および解約時等の日割り計算はありません。
- ※1：多チャンネルプランのSTB 2台目以降の利用料は、2,530円／月・台です。
- ※2：インターネットサービスのオプションとして、ケーブルライン（IP電話サービス）を利用することもできます。（別途契約が必要です）
開通時と解約時には別途費用が必要です。月額利用料の他に、別途ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料および通話料が必要です。
- ※3：基本チャンネルプランスタンダードに限り、地デジのみや、告知端末のみの選択ができます。基本チャンネルプランスタンダード「地デジのみ」や「告知のみ」の場合、多チャンネルやインターネットの追加はできません。
- ※4：同一世帯もしくは同一敷地内に限り、2台目以降の告知端末を利用することができます。2台目以降の利用料は、220円／月・台です。
- ※5：多チャンネルプランのオプションとして、録画機や録画機能付きSTB、BS4K対応STB（令和6年3月でSTBの新規受付終了）を利用することができます。
録画機能付STB販売（平成29年3月で終了）を利用の場合、月々の利用料が660円安くなります。
- ※6：アナログテレビ用のSTB（令和6年3月でSTBの新規受付終了）の利用料は、220円／月・台です。
- ※7：無線ルーター機能付告知端末を利用の場合、別途220円／月・台の利用料が必要です。
- ※8：告知放送端末にお客さま手配のルーター接続が必要です。ルーターの設定はお客さま手配となります。
- ※9：ONU（光電変換装置）からお客さま手配のルーターまでの新規LAN配線（CAT6）が別途必要です。ルーターの設定はお客さま手配となります。

◆有料番組サービスと料金◆（税込み）

【現行受付中の有料番組サービス】

チャンネル名	月額利用料金
WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマ	株式会社WOWOWが定める「衛星有料放送サービス約款」の規定に基づく視聴料等によります。
BS10 プレミアム	1,980 円／台
グリーンチャンネル	1,100 円／台
アニメシアター X (AT-X)	2,180 円／台
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	1,980 円／台
衛星劇場	1,980 円／台
Mnet	2,200 円／台
Mnet HD	2,530 円／台

【令和6年3月で新規受付を終了した有料番組サービス】

東映チャンネル	1,650 円／台
V☆パラダイス	770 円／台
KBS World	770 円／台
フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ	2ch セット
フジテレビ TWO ドラマ・アニメ	2,310 円／台
囲碁・将棋チャンネル	1,540 円／台
TBS チャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	660 円／台
テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円／台
日経 CNBC	880 円／台
ファミリー劇場	2ch セット
スーパー！ドラマTV	1,100 円／台
プレイボーイチャンネル	2,750 円／台
レッドチェリー	2,750 円／台
レインボーチャンネル	2,530 円／台
ミッドナイト・ブルー	2,530 円／台
パラダイステレビ	2,200 円／台
ゴールデンアダルトセット（レインボーチャンネル＋ミッドナイト・ブルー＋パラダイステレビ）	3,300 円／台

※有料番組サービスの内容や料金、チャンネル数などの変更を行うことがあります。

◆多チャンネルプランのオプション料金◆

録画対応STB（HDDタイプ）	440円／月・台
録画対応STB（Blu-rayタイプ）	1,540円／月・台
BS4K対応STB（受信専用タイプ）	550円／月・台
BS4K録画対応STB（HDDタイプ）	770円／月・台
録画機（HDDタイプ）	440円／月・台
録画機（Blu-rayタイプ）	1,540円／月・台

※1年間の最低利用期間があります。
※令和6年3月で上記オプションの新規受付は終了しました。

◆インターネットサービス一覧表◆（税込み）

加入区分	メールアドレス (基本個数)	メール容量 (1アドレスにつき)	ホームページ容量
一般契約の場合	世帯全員	無制限	100M
法人契約の場合	1 個	無制限	100M

◆インターネットサービスのオプション料金◆（税込み）

追加メールアドレス	5 5 0 円／個／月
追加ホームページ容量	5 5 0 円／5 0 M B／月
固定グローバルIPアドレス	9 9 0 円／個／月
ビジネスIP8※3	2 1, 1 2 0 円／月
ビジネスIP16※3	3 6, 9 6 0 円／月
IPアドレス登録料※3	4, 5 0 0 円／回
ケーブルライン電話（別途契約が必要です）	1, 4 1 9 円／月
事務処理手数料（追加・変更・削除等）	5 5 0 円／回
リモートサポートサービス※1	5 5 0 円／月
ウイルスバスターマルチデバイス月額版※2	4 4 0 円／ライセンス／月

※ 1：インターネットサービス1 契約につき1 契約となります。

※ 2：3 ヶ月の最低利用期間があります。

※ 3：ビジネスプランのオプションサービスです。

◆各種手続き等料金◆（税込み）

事務処理手数料（督促・休止・再開・契約変更等）	5 5 0 円／回
集金手数料	1, 1 0 0 円／回
利用休止期間料金	1, 1 0 0 円／月
訪問作業（設置、調整、取りはずし等）	7, 7 0 0 円～／件
工事費	実費
名義変更手数料（相続を除く）	1, 1 0 0 円／件
解約に伴う撤去費用（加入引込線）	1 6, 5 0 0 円／件
ＳＴＢリモコン	5, 5 0 0 円／台
かんたんリモコン（ＳＴＢ用）	2, 2 0 0 円／台
Ｂ－ＣＡＳカード	2, 1 6 0 円／枚
Ｃ－ＣＡＳカード	2, 7 5 0 円／枚
機器の紛失・修理不能による損害金・ＳＴＢ	3 3, 0 0 0 円／台
機器の紛失・修理不能による損害金・録画対応ＳＴＢ（ＨＤＤタイプ）	4 6, 8 0 0 円／台
機器の紛失・修理不能による損害金・録画対応ＳＴＢ（Ｂｌｕ－ｒａｙタイプ）	9 8, 8 0 0 円／台
機器の紛失・修理不能による損害金・録画機（ＨＤＤタイプ）	4 6, 8 0 0 円／台
機器の紛失・修理不能による損害金・録画機（Ｂｌｕ－ｒａｙタイプ）	9 8, 8 0 0 円／台
機器の紛失・修理不能による損害金・ＢＳ４Ｋ対応ＳＴＢ（受信専用タイプ）	4 5, 8 0 0 円／台
機器の紛失・修理不能による損害金・ＢＳ４Ｋ録画対応ＳＴＢ	6 1, 0 0 0 円／台
機器の紛失・修理不能による損害金・ＰＩ（電源供給器）	2, 4 2 0 円／台
機器の紛失・修理不能による損害金・ＯＮＵ	実費
機器の紛失・修理不能による損害金・告知端末	実費

※ＳＴＢ、Ｂ－ＣＡＳカード、Ｃ－ＣＡＳカードは貸与品です。

※上記項目以外についても、別途実費を伴う場合があります。

※社会情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い、料金の改定をすることがあります。

◆加入分担金・工事分担金◆

加入分担金	5 0, 0 0 0 円
工事分担金（宅外工事）	実費
工事分担金（宅内工事）	実費

※神石高原町地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例に従い、負担していただきます。